

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な体制の構築に係る ワーキンググループ（第４回）

日時：平成２９年１月１６日（月）

１５：００～１７：００

場所：東京都庁第一本庁舎１６階 特別会議室Ｓ６

議 事 次 第

１ 開会

２ 議事

- （１） 第３回体制WG、第２回部会での質問・意見とその対応について（資料１－１、１－２）
- （２） 体制WGの主な議題について
 - ①災害廃棄物処理における東京都の役割について（資料２－１）
 - ②災害廃棄物処理受援体制の構築について（資料２－２）
 - ③都外への災害廃棄物処理支援について（資料２－３）
- （３） 民間事業者へのアンケート調査結果について（資料３）
- （４） 今後対応が必要となる事項について（資料４）
- （５） 今後のスケジュールについて（資料５）
- （６） その他

３ 閉会

<配布資料>

- 資料１－１ 第３回体制WGでの質問・意見と対応表
- 資料１－２ 第２回部会での質問・意見と対応表
- 資料２－１ 災害廃棄物処理における東京都の役割について（案）
- 資料２－２ 災害廃棄物処理受援体制の構築について（案）
- 資料２－３ 都外への災害廃棄物処理支援について（案）
- 資料３ 民間事業者へのアンケート調査結果（概要）について
- 資料４ 今後対応が必要となる事項について
- 資料５ 今後のスケジュールについて（案）

<参考資料>

- 参考資料１ 第３回体制WG議事要旨（案）
- 参考資料２ 第２回部会資料（議事次第、資料１～３）
- 参考資料３ WG委員名簿
- 参考資料４ WG設置要綱

<机上資料>

- 机上資料１ 東京都地域防災計画 震災編（平成２６年修正 東京都防災会議） ※該当箇所のみ
- 机上資料２ 東京都震災がれき処理マニュアル（平成２４年度改訂版 東京都環境局）

- 机上資料 3 災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 机上資料 4 巨大災害発生時の廃棄物処理に係る対策スキームについて（平成 27 年 2 月巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）
- 机上資料 5 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 机上資料 6 東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～（平成 28 年 3 月 東京都環境局資源循環推進部）※概要版及び該当箇所のみ

項目	質問、意見	対応
各主体の役割	● 自治体共同支援組織はどのようなものをイメージされているか。首都直下地震のような大規模災害の場合は、既存組織(もしあるのであれば)を活用するだけでなく、自治体共同支援組織の立ち上げを要請することも必要になるのではないか。	● 自治体共同支援組織とは、各区市町村が自区内で発生した廃棄物を、所管施設や民間施設を活用して処理しきれない場合、地域内の区市町村が共同で災害廃棄物を処理するための組織である。特別区、多摩地域それぞれが自主的に共同支援組織を組織するものであるが、都はその立ち上げも含めて幅広く支援していく。
実行本部の立ち上げ、班構成とその業務	● 処理計画の中で実施すべき業務を漏れなく整理し、それぞれの業務の目標を整理しておくのが良いと思う。 ● 誰がどのような会議で何を決めていくのか、明らかにしておくことが組織を論じる上で一番重要。実行本部会議で全てを扱うことができないので、組織体制の中に権限委譲の考え方を示し、総合調整担当が各会議を差配する枠組みが必要。	● 業務内容、目標について整理する。 ● 処理計画では方針、考え方を記載する。個々の会議で何を決めていくか等はマニュアルへの記載を検討する。
都民への広報	● 広報においては、自助、共助、公助の考え方を示す必要がある。都民へのメッセージという側面も踏まえ、表現を工夫してもらえればと思う。 ● 広報活動の一部として、一目で各地域の被害状況が把握できるような地図化を業務に入れてほしい。家屋解体に関する広報も入れておいていいかと思う。 ● 災害時に回収するもの、回収しないものについて平時より普及啓発することを計画に記載した方が良いと思う。過去の災害ではステーションの張り出しが効果的であった。町内会の掲示板や回覧板等の活用、地図情報サイトを活用した情報共有の方法等についても検討してほしい。 ● 平時より便乗ごみを防止する普及啓発活動を行うためにも、災害廃棄物、便乗ごみの定義を明確にしておくべきと思う。	● 自助、共助、公助の考え方を含め、表現方法を工夫する。 ● 各地域の被害状況は、災対本部が取りまとめて公表することになる。被害状況も含め、行政から都民へ広報していくべき内容について検討する。 ● 一般廃棄物の回収にあたり、効果的な広報活動について検討し、区市町村へ周知していく。 ● 便乗ごみの内容を明確化する。

第3回体制WGでの質問・意見と対応表(2/4)

項目	質問、意見	対応
都民への広報	● 仮置場へ便乗ごみが搬入されないよう制限を設けることは難しい。過去の災害でも確実に管理する方法が確立できなかった。しかしながら搬入を厳しく制限すると不法投棄の発生につながる可能性がある。 ● 災害時、退蔵品が便乗ごみとして排出される可能性がある。平時から退蔵品を生じさせない施策に取り組むべきと思う。 ● 災害廃棄物処理にあたり、発災後1ヶ月、3ヶ月、半年、1年で災害廃棄物がどのような状況になるか、という都民目線の表現も必要ではないか。	● 区市町村と連携し、便乗ごみの排出、不法投棄の発生を抑制する広報や普及啓発を進めていく。 ● 退蔵品削減の施策について区市町村とともに検討する。 ● 処理の基本方針や処理の進捗状況とともに、処理の見通しについても、分かりやすい広報を行っていく。
受援体制	● 受援班の一番の役割はマッチングだと思うので、そのような機能を持たせておくのが良い。配置担当の業務に含めても良い。 ● 被災自治体は日々の業務に忙殺されるため、区市町村と都の受援班同士でやり取りしたほうが実質的に動けると思う。 ● 東日本大震災では、都のスキームで女川町で発生した災害廃棄物を都内清掃工場で処理した。連絡調整を行うことも重要だが、必要に応じて東京都が処理スキームを作ることも検討してほしい。 ● 業務内容の標準化や、道路、地図、リスト等のフォーマットの統一を検討していくことが重要。また、担当者間で顔の見える関係を構築することも受援計画の確立のためには必要であると思う。	● 受援班の業務内容に反映させる。 ● 受援班の所掌する業務内容に関するやりとりについては受援班同士で行うことを想定している。 ● 関係者を集めて協議することが必要なため、今後の検討事項とする。 ● フォーマット等はマニュアルで整理する。また対策訓練の実施等により、担当者間の関係構築を行う。

第3回体制WGでの質問・意見と対応表(3/4)

項目	質問、意見	対応
受援体制	● 支援を要請する内容はもう少しおおまか为好いと思う。また受援した場合は、費用支払いが発生するため、記録を行う係が必要となる。また民間業者への委託等も考えられるため、行政での対応が必要な部分と、民間業者への委託等でも対応できる部分を切り分けた方がよい。 ● 人員派遣を受け入れている場合は、定期的に関係者間で業務内容の確認を行い、問題点の洗い出し、優先順位付けをしたうえで業務を進めていくことが重要となる。 ● 受援メニュー(例)が細かすぎるため、ノウハウ・知見、資機材、人員の3つぐらいで整理しても良いと思う。	● 受援メニューを整理する。支援に来る人材の能力等も踏まえ、行政での対応、民間業者への委託等で対応できる部分を切り分ける。 ● 御指摘のとおり、人員派遣を受け入れた場合は、定期的に関係者間で業務確認を行う旨を処理計画に記載する。 ● 受援を要請する場合の事項として整理したい。
災害廃棄物処理ロードマップ	● 業務の時系列に関しては、処理計画ではなく、実行計画で検討すべき事項と考える。 ● 支援には、BCPのように3時間、3日、3週間といった時間で区切って支援を行う方法と、地方自治法や災害救助法に基づくタイミングで支援を行う方法がある。時系列で必要な業務を整理する場合には、その点も考慮する必要がある。 ● 災害査定は年内に実施する必要があるため、1年目にも査定を入れておいていただければと思う。	● 実行計画へ反映する。 ● 被災の規模によって支援の方法も変わると考えるため、最適な方法を選択できるよう考慮する。 ● 計画へ反映する。
処理進行管理	● 民間事業者等への業務の発注状況を管理することが必要。処分先・再生利用先との調整、インフラ復旧状況等についても管理すべき情報に入れた方がよい。 ● 進行管理では、目標、リソース等の状況を踏まえ、処理完了までどの程度時間を要するか定期的にチェックしていくこととなる。処理の進行管理と業務管理が一体とならないといけないので、計画に記載してほしい。	● 業務の発注状況、処分先・再生利用先との調整等を項目として追加する。 ● 御意見を踏まえ記載について検討する。

第3回体制WGでの質問・意見と対応表(4/4)

項目	質問、意見	対応
その他	● 実行計画の策定等について、図上演習・机上演習を通してチェックしていく必要がある。演習結果をフィードバックし、処理計画を進化させていく、という考え方を計画に記載してほしい。	● 処理計画の継続見直し等へ反映する。
	● 資料2の24ページ目、自治体としては二次仮置場については興味があるところ。この計画の中に出てくるか。	● 個別具体の仮置場の位置や情報を処理計画に記載するのは難しい。
	● 過去の災害ではアスベスト、フロンの対応が遅れることもあったため、事前に対応等について整理する旨を計画に記載してほしい。	● 処理困難物の処理を追加する。詳細についてはマニュアルに記載する。
	● 道路啓開では、自衛隊や都庁内他部局等の業務についてどこまで記載するか。	● 自衛隊や他部局等の業務についてはマニュアル等で整理する。
	● 通常家庭のし尿は計画の対象外としていることは明記したほうが良いと思う。	● 災害廃棄物の対象とならない旨を記載する。

項目	質問、意見	対応
体制WGでの 検討状況	● コントロールタワーに関する体制WGでの議論の状況を教えてほしい。 ● 災害時における東京都の役割は調整であると思う。被災区市町村や外部関係団体、都の内部での調整を行っていくことが主な都の業務であると考え。全てを都が責任を持って行うのではなく、調整(コーディネート)を行っていただきたい。 ● 廃棄物部署にいる職員は区市町村に数人しかいない場合もある。人材配置上の議論が体制WGであったか教えていただきたい。 ● 都職員を被災自治体にリエゾンとして派遣する等も検討する必要がある。それにより都の体制が薄くなるようであれば他の機関からリエゾンを受け入れることも考えられる。 ● 平常時から災害廃棄物発生量の減量が必要。熊本地震では、阪神・淡路大震災と比較して、建て替えが進んだことで被害が少なかった。都民への広報の中に建替え(耐震化)という部分も入れていただきたい。	● コントロールタワーには、調整を行う機能と権限を持って命令や指揮を行う機能の意味が包含されている。調整を主とする表現に変更する。 ● 規模によらず自治体に必要な機能・業務について検討した。人材配置上の課題については、各自治体で統一した形で整理し、連絡調整を行う体制を検討していきたい。 ● 受援体制の議論の中で具体的な受援メニューを例示している。外部からの支援も踏まえた体制の構築を検討していきたい。 ● 庁内他部局と連携を図りながら、耐震化の推進について議論していきたい。
処理WGでの 検討状況	● 仮置場における保管量のピークは搬入量と搬出量で決まるものであり、持込の主体が個人か行政等かで変わってくると思うが、WGで検討していれば内容を説明してほしい。 ● 交通の関係で仮置場への搬出入量も変化していくと思われるので、考慮してみてはどうか。また、処理施設の被災によっても変わってくるため、対応方策を検討していただければと思う。 ● 処理可能量は処理施設が被災していない設定で計算しているため、耐震化の設置年月等によって、処理可能量に見込むべき施設とそうでない施設を分類してもよいのではないかと。	● 仮置場への持込主体については区別せずに搬入と搬出の量で計算し、議論している。 ● 被災状況によって交通状況も変わる。まずは各区市町村が予め想定した場所に仮置場を設置し、状況を見ながら追加していくべきものとするが、必要に応じて、都が所有地を提供することも検討していく。 ● 処理可能量の算出にあたっては、各処理施設一律で震度6強以上の被害があると想定し、年間稼働率を80%と見込んでいる。

第2回部会での質問・意見と対応表(2/3)

項目	質問、意見	対応
処理WGでの検討状況	● 仮置場の面積について、要処理量に対してどれだけ必要か、もしくは現在の仮置場候補地がどれくらいあるのか、どちらの考えで仮置場面積を算出したのか。 ● 処理フローの作成方法や要処理量・発生量の試算方法は検討していく必要がある。ただし、実際にそのとおりに災害は起こるわけではないので、ある程度までの精度にとどめ、実際にどう対応していくかを主に考えていくべきである。発災後の被災状況を考慮した処理の対応を円滑にするための記載を入れておくべきと考える。	● 仮置場の必要面積の算定のため、要処理量に対する必要面積を算定している。 ● 処理フローの作成方法等の詳細はマニュアル等で示すべきものと考えが、ご指摘の趣旨を処理計画に反映したい。
実行計画	● 処理実行本部の班員について、小規模災害においても、都と被災自治体の担当者が分かるように実行計画に記載するかどうかの検討が必要ではないかと思う。 ● 実行計画の位置付けとして、都民に対して処理に取り組んでいる状況を提示する対外的なアピールの側面もあれば、目標設定・進行管理としての対内的な側面もある。実行計画に記載するかどうかは別として、担当者名等是对内的には、責任者等が明確にするため示す必要があると思う。 ● 連絡体制・連絡網等は記載しても良いのではないか。 ● 環境省の指針策定後に被災している熊本県や常総市の事例等を参考にしながら、実行計画に何を記載すべきかを整理していった方がいいのではないか。 ● 実行計画の中で、処理期間は重要なキーポイントとなる。要処理量を考慮せず、処理期間を先に決めてしまうと状況が困難になることがある。熊本地震でも処理期間を決めた後に、要処理量が1.5倍になった。 ● 資料3-1の表3-1の中の処理方針が一番上にあるべきではないか。 ● 資料3-1の4ページについて復旧・復興の段階では要処理量だけで充分であり、発生量等の推計は必要ないのではないか。	● 実行計画における実行体制の記述については、円滑に各主体間の連絡がとれるように班構成等を記載することを考えている。各自治体における担当者・役割分担の明示も欠かせないということは共通認識として踏まえ、マニュアルの整備を行っていきたい。 ● 実行計画の中に何をどこまで書くのかということは予め整理し、処理計画への記載内容を検討したい。 ● 本処理計画ではケーススタディとして3年で検討を進めているが、実際の災害は計画通りにならないため、状況に応じて柔軟に対応できるよう、実行計画の策定手順等を検討していきたい。 ● ご指摘を踏まえて修正する。

第2回部会での質問・意見と対応表(3/3)

項目	質問、意見	対応
実行計画	● 処理実行本部のレイアウトについて、受援班や処理班等のデスクの位置についても重要であり、検討いただきたい。 ● 処理実行本部は基本的に行政が主体の体制となっているが、例えば破砕処理施設等は民間事業者との連携が必要となる。民間事業者との連携体制について記載し、事業者にも体制の構築について意識していただく方が良いのではないかと。	● 詳細な内容については、マニュアル等で検討していきたい。 ● 連携体制の構築の項では、民間事業者との連携も含めて整理する予定である。今後、処理計画の中で示していきたい。
計画の見直し、対策訓練、広域連携について	● 教育訓練について、都としての目標の記載を検討いただきたい。例えば、今後5年間で訓練を受けた都職員が〇人以上というようなものである。 ● 訓練や演習を通して様々な模擬の実行計画を策定することは、都の対応力向上に繋がるため検討いただければと思う。 ● 資料3-2であるが、行政職員は災害廃棄物処理に関するスキルのレベルアップもあれば、都全体として処理の対応能力の向上が入り混じっていると思われる。各主体の目標を整理した形で記載していただければと思う。	● 定量的・定性的な目標が記載できるか検討したい。 ● 教育訓練の事例として記載する。 ● 教育訓練は多様な手法・内容が考えられるが、ご指摘を踏まえどのような目的で実施するものかを含めて記載する。

- 災害廃棄物は一般廃棄物であり、区市町村が一義的な処理責任を負っていることから、区市町村(一部事務組合、自治体共同支援組織を含む)が主体となって処理を行う。(場合によっては、事務受託により都が処理主体になることもある。)
- 東京都が担う役割とは、処理主体である区市町村が迅速に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の規模等の状況を踏まえた、様々な調整を行うことではないか。

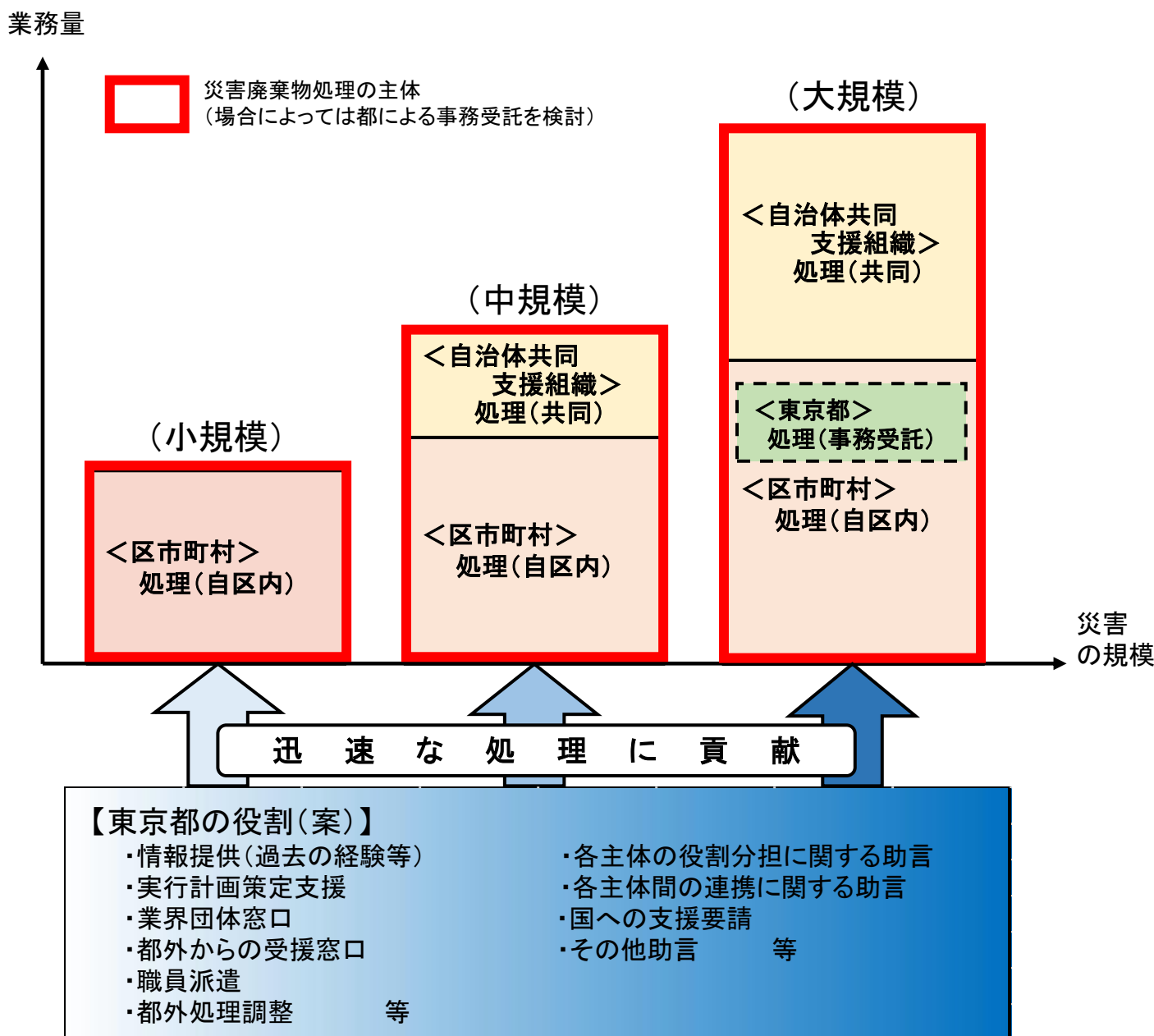


図2-1 災害規模と災害廃棄物の処理実施体制(処理主体と都の役割)(イメージ)

自治体共同支援組織とは・・・

各区市町村が自区内で発生した廃棄物を、所管施設や民間施設を活用して処理しきれない場合、周辺の区市町村と連携を図り、共同で災害廃棄物を処理するための組織。特別区では震度6強以上の地震が発生した際に組織されることが決まっている。多摩地域では今後、組織化に向けた検討が行われる予定である。

各主体の役割分担にあたっての基本的な考え方

- 災害廃棄物は、一般廃棄物であり、区市町村が一義的な処理責任を負っていることから、区市町村が主体的に処理を実行する。区市町村は災害の規模によらず、自区内で発生した災害廃棄物について、区市町村が管理する施設のほか、民間施設を活用し、主体的に処理を進めるものとする。また必要に応じて、都内の自治体間で構成する自治体共同支援組織により共同で災害廃棄物処理を実施する。
- **都は、処理を行う区市町村に対して技術的支援等の各種調整を行う。**
- 事業者は、事業者責任に基づいて廃棄物処理にあたることを基本とする。事業場から排出される廃棄物の処理を行うことはもとより、区市町村が実施する災害廃棄物処理に関する支援に対して協力する。
- 都民・事業者は、分別排出等において自治体の施策に協力する。

小規模災害の場合

- ・ 各区市町村は、自区内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に行う。
- ・ **都は、処理を行う区市町村に対して技術的支援等の各種調整を行う。**
- ・ 災害廃棄物処理の全般調整及び関係主体との調整は、各区市町村が行うものとする。
- ・ 各区市町村は、処理の進捗状況を都に報告し、都は都内全体の処理の進捗状況を管理する。進捗が思わしくない区市町村がある場合は、都は区市町村に対して必要な支援を行う。

中規模災害の場合

- ・ 小規模災害の場合と同様に、各区市町村は、自区内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に行う。
- ・ **都は、処理を行う区市町村に対して技術的支援等の各種調整を行う。**

【各区市町村では処理しきれない場合】

- ・ 各区市町村が自区内で発生した廃棄物について、区市町村所管の施設や民間施設等を活用しても処理しきれない場合、自治体共同支援組織の設置を検討する。自治体共同支援組織の設置は、構成区市町村(特別区、多摩地域)で協議して決定する。

<自治体共同支援組織が設置されない場合>

- ・ 小規模災害の場合と同様。

各主体の役割分担にあたっての基本的な考え方

中規模災害の場合

<自治体共同支援組織が設置される場合>

- 自治体共同支援組織は、所管の区市町村と連携を図り、その所管内での共同処理を推進する。
- 災害廃棄物処理の全般調整及び関係主体との調整は、各自治体共同支援組織が行うものとする。
- 各自治体共同支援組織は、処理の進捗状況を都に報告し、都は都内全体の処理の進捗状況を管理する。進捗が思わしくない自治体共同支援組織がある場合は、都は必要な支援を行う。

【自治体共同支援組織内では処理しきれない場合】

- 自治体共同支援組織は、自治体共同支援組織の所管内における共同処理のみでは処理しきれない場合、その他自治体共同支援組織と連携する。要請を受けた自治体共同支援組織は所管する区市町村と連携を図り、東京都内での共同処理を推進する。
- 被災を受けていない地域で自治体共同支援組織が設置されていない場合は、地域全体で協力してもらうよう、自治体共同支援組織から地域の幹事区市町村に対して要請を行う。要請を受けた幹事区市町村は、地域内の区市町村と協議を行い、協力が可能と判断された場合には協力する。なお、この場合は、被災地以外での自治体共同支援組織は設置しない。

各主体の役割分担にあたっての基本的な考え方

大規模災害の場合

- ・ 小規模災害・中規模災害の場合と同様に、各区市町村は自区内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に行う。
- ・ **都は、処理を行う区市町村に対して技術的支援等の各種調整を行う。**

【各区市町村では処理しきれない場合】

- ・ 中規模災害の場合と同様。

【自治体共同支援組織内では処理しきれない場合】

- ・ 中規模災害の場合と同様。

【自治体共同支援組織間で連携しても処理しきれない場合】

- ・ 都は、必要に応じて、区市町村から事務委託を受けて、処理の代行を行う。

災害規模別の工程管理の考え方

- ・ 災害の規模に応じて区市町村や自治体共同支援組織が中心となって工程管理を実施する。各区市町村及び自治体共同支援組織は、処理の進捗状況を都に報告し、都は都内全体の処理の進捗状況を管理する。進捗が思わしくない区市町村や自治体共同支援組織がある場合は、都は必要な調整(支援、助言)を行う。
- ・ 大規模災害にあっては、広域処理の工程管理や、必要に応じ区市町村から事務委託を受けて処理の代行を行う場合は、都はその処理事業の工程管理を行う。事務受託以外の業務については、各区市町村及び自治体共同支援組織が進捗管理を行うとともに、状況を都に報告し、都は都内全体の処理の進捗状況を管理する。

議論する内容例

- 東京都の役割に関する考え方は適切か。
- 記載すべき事項として、漏れはないか。

受援体制の構築

- 既存協定、関東ブロック協議会との連携、D.Waste-Netのスキーム等を活用して、外部へ支援要請を行う。
- 学識経験者、他自治体、事業者団体等からの支援を想定し、以下に示すとおり各主体の廃棄物処理に係る知識・経験に応じた受援メニューを設定する。
- また、支援に入った人材等を円滑に配置するため、処理実行本部内に「受援班」を設置する。
- 過去の災害事例では、発災後の数日～1週間後に支援を受けることもあるため、あらかじめ定めた「受援班」の役割・機能や受援メニュー等を参考にして、発災後、早急に受援体制を構築する。
- 各区市町村の受援班は必要となる受援内容を整理し、都及び都内区市町村間で情報共有を図るとともに、必要に応じて外部へ支援要請を行う。
- 人員派遣等を受け入れた場合は、定期的に業務内容の確認を行い、問題点の洗い出し、優先順位付けをしたうえで業務を進める。

受援班の業務

受援班	受入担当	支援の受入管理(学識経験者、他自治体、事業者団体等)、受援内容の記録
	配置担当	受け入れた支援の配置先管理、支援側と受援側のマッチング

受援メニュー(例)

分類	受援メニュー(例)		学識経験者	他自治体	事業者団体 民間事業者
ノウハウ・ 知見に基づく支援	総合調整	対応方針検討、各種業務調整等	全体を通して助言	○※	
	実行計画作成	実行計画作成の補助等			
	設計・積算	発注に係る設計・積算補助等			
	契約	契約事務補助等			
	書類作成	災害報告書、査定資料等の作成補助等			
資機材に基づく支援	収集運搬	生活ごみ等の収集運搬、分別作業等		○	○
人員に基づく支援	情報収集	被災自治体の対応状況等に係る情報収集		○	
	仮置場管理	仮置場における管理状況の監督等			
	現地確認	避難所や仮置場等の状況に係る情報収集			
	窓口対応	窓口問合せ対応等			
	広報	都民への広報(分別等)			

※ 専門的な知識や過去の経験を有する者

東京都全域の受援体制(案)

都外自治体等からの支援を受ける際の受援体制(案)を以下に示す。支援側が①個別協定等に基づき、支援先について見込みがある場合、②支援先について見込みがない場合に場合分けしている。

なお、都・自治体共同支援組織・区市町村との受援に関する情報交換・連絡は各主体の受援班同士で行う。

【①個別協定等に基づき、支援側が支援先について見込みがある場合】

支援側と受援側で直接調整を行い受援する。

【②支援側が支援先について見込みがない場合】

都外自治体等は東京都に連絡を行う。支援が東京都に適切な内容であれば東京都が受援する。区市町村に適切な内容であれば、東京都は自治体共同支援組織に割り振り・調整を行う。自治体共同支援組織は適切な構成区市町村へ割り振り・調整を行い、各区市町村は受援する。

①支援先の見込みがある場合

都外自治体等①

各種支援

東京都

都外自治体等②

各種支援

A区

都外自治体等③

各種支援

a市

支援側と受援側で
直接調整し受援

②支援先の見込みがない場合

都外自治体等

各種支援

東京都

割り振り・調整

自治体共同支援組織

割り振り・調整

A区

...

Z区

自治体共同支援組織

割り振り・調整

a市

...

z市

議論する内容例

- 支援を受けるにあたって、体制面で処理計画に記載すべき事項は何か？
- 現状ある協定をどのように活かして、よりブレイクダウンした形の受援システムを構築していくか？
- 受援に係る都と区市町村との調整において望ましい体制は？

処理支援体制の整備

- 都外で大規模災害が発生し、広域的な相互応援に関する協定等に基づく応援要請があった場合、国（環境省本省、関東地方環境事務所）や関東地域ブロック協議会と連携した支援を行う。支援を行うにあたっては、関係各課や関係団体との調整が必要となるため、あらかじめ調整の中心となる担当課を決定しておく。なお、支援スキームを検討するにあたっては、東日本大震災における受入事例が参考となる。
- 自らの災害廃棄物処理に係る対応力の向上、他自治体職員等との顔の見える関係構築に資するため、被災地の状況を見極めつつ、積極的に支援を行う。

処理支援業務

支援にあたっては、受援側の体制も考慮しながら、受援メニュー（例）も参照して適切な支援を行う。支援体制の構築方法や詳細な支援手順等については「災害廃棄物対策マニュアル」において示す。

Push型支援とPull型支援の特徴（参考）

- Push型支援とは、発災後、被災自治体に対して必要と考えられる人材・資機材等を支援する自治体が推測し、送り込む型式である。
- Pull型支援とは、発災後、被災自治体が必要と考えたものを他自治体に支援要請することにより人材・資機材等の支援を受ける型式である。

	Push型支援	Pull型支援
メリット	✓ 発災後、時間を待たずに支援を受けることができる ✓ 支援内容と被災自治体が支援を必要としているものがマッチすると効果が高い ✓ 支援内容の調整にかかる時間を短縮できる	✓ 要望・ニーズに合った適切な支援内容を受けることができる ✓ 支援する人材・資機材等のロスが少ない
デメリット	✓ 関係者間の合意形成を待たずに支援を行うため、支援内容と被災自治体が支援を必要としているものがマッチしない可能性があり、人材・資機材等のロスが生じる ✓ 支援先の指揮命令系統の一元化や組織体制への影響	✓ 受援側が必要事項を把握・整理することとなるため、多忙を極める中、受援側の負担が大きくなる ✓ 支援内容の調整に時間を要する

議論する内容例

○状況に応じたPush型支援、Pull型支援の使い分けも含め、どのような支援の方法が適切か？

アンケート調査の目的

処理計画を策定するにあたり、過去の災害廃棄物の受入事例等から「民間事業者及び都は事前に何をしておくべきか、解決しておくべき事項は何か?」を抽出するため、下記の事項を中心にアンケート調査を実施。

(1) 発災時における事業者の処理・連携体制について

事前に事業者の処理体制や災害廃棄物の受入の可否等の情報を把握しておくことで、発災時に迅速に動くことができるようにする。

※アンケート調査は20社であり網羅的な調査ではないが、災害時にすぐに動くことができるよう、主だった事業者について調査を行っておくという位置付け。

(2) 事業所における災害に備えた取組について

事業者の事前の備えとして、BCPの策定状況等、事業継続に関わる取組状況を把握する。

(3) 東京都災害廃棄物処理計画への要望等について

過去の災害廃棄物処理の経験から、都処理計画に反映すべき事項を把握する。

調査対象

- **アンケート調査**(上記目的①～③について調査を実施)

都内外の廃棄物処理事業者: 10社

都内外の廃棄物関連業界以外の事業者(セメント、鉄鋼、製紙、建設、解体等): 10社

	廃棄物処理	セメント	バイオマス関連	製紙	製鉄	建設・解体
都内業者	6社	—	—	1社	—	2社
都外業者	4社	3社	3社	—	1社	—

- アンケート調査後、アンケート対象業者の中から**現場調査(ヒアリング調査)**(特に上記「①処理計画に反映すべき事項」を深堀する。)

都内外の廃棄物処理事業者: 2～3社

都内外の廃棄物関連業界以外の事業者: 2～3社

調査対象の選定の考え方

- ① 過去の災害時における災害廃棄物の受入実績
- ② 平常時に処理している廃棄物の種類、処理方法による区分
- ③ 廃棄物処理施設の立地(都内・都外)

アンケート調査結果(概要)

平成28年11月中旬～下旬にアンケート調査票を送付し、全社から回答を受領した。
アンケート調査結果の概要を以下に示す。

(1) 発災時における事業者の処理・連携体制について

① 災害廃棄物の受入について

- 廃棄物処理業、セメント業については、いずれの企業(13社)も協力可能との回答があった。
廃棄物処理業については、企業規模によって差があるが、大手の廃棄物処理事業者は幅広い項目で協力可能との回答が得られた。
- バイオマス関連業については、3社中1社から協力可能との回答があった。
- 製紙業、製鉄業は、いずれの企業(2社)も協力不可能との回答があった。
- 受入可能と回答があった企業については、**ほとんどが独自に受入条件を設定**しており、運搬方法については、企業によって様々(車両、鉄道、船舶等)である。
- 災害廃棄物の受入実績がある企業からは手続き上の課題として、**行政と企業との連絡調整体制の確保、行政手続きの円滑化(許認可関連等)、職員に対する教育訓練の必要性、地元対応・地元同意等**が挙げられた。

② 被災家屋の分別解体・運搬への協力について

- 調査対象とした建設・解体業の2社中1社から協力可能との回答があった。
- ただし、具体的な人数・資機材の数量、継続的な協力については、現時点では不明とのこと。

③ 粗大ごみの収集・運搬への協力について

- 調査対象とした廃棄物処理業の10社中4社から協力可能との回答があった。
- 支援可能な車両はダンプ、ユニック車、アームロール車等、種類も規模も様々である。

④ 仮置場の管理・運営への協力について

- 調査対象とした廃棄物処理業、建設・解体業の12社中5社から協力可能との回答があった。
- ただし、具体的な人数・資機材の数量、継続的な協力については、現時点では不明とのこと。

アンケート調査結果(概要)

(2) 事業所における災害に備えた取組について

- 調査対象とした企業のうち、11社がBCPを策定している状況(1社は策定予定)であった。
- BCPを策定している企業のうち、災害廃棄物処理の記載がある企業は1社のみ。
- 外部からの電気や燃料、水、薬品等の供給が途絶えた場合の対策として、自家給油所の設置、用水等の常時ストック(1~2ヶ月程度)を行っている企業があるほか、物資一時集積拠点を都外に立ち上げ、インフラの復旧状況に応じて供給を行う計画を策定している企業もある。

(3) 東京都災害廃棄物処理計画への要望等について

- 平常時の段階では、連絡体制に関する情報(担当組織、担当者、連絡網等)の共有、災害廃棄物に関する基礎情報(発生量と種類、仮置場の場所)の共有、必要手続きや必要書類の共有等に関して要望があった。
- 発災後の処理着手前の段階では、災害廃棄物に関する情報(発生量と質、形状・寸法・成分等)の共有、復興資材等の主な活用先や品質基準の提供等に関して要望があった。
- 平常時から東京都が実施しておくべき事項として、合同防災訓練の実施(実施後の課題整理、対応策の検討も含め)、都外処理先所在地の自治体との協力関係の構築、インフラ関係の補強・更新等が挙げられた。

東京都災害廃棄物処理計画に反映すべき事項(例)

- 都外自治体との連携体制の構築
- 民間事業者との平時からの協力関係(Face to Faceの顔の見える関係)の構築
- 合同訓練、演習の実施(必要に応じ、民間事業者や都外自治体も巻き込むことも必要)による課題整理及び対応策の検討
- 事業者のBCP策定に向けた取組の推進 等

処理計画策定後も、以下の事項について今後対応が必要となるのではないかな？

今後対応が必要となる事項

＜都庁内における協議・調整＞

- 都庁内関係部局との連携
 - ・組織体制の構築に向けた関係部局の役割分担に関する協議・調整
 - ・建物の耐震化の推進、空き家対策等

＜区市町村をはじめとする関係主体との協議・調整＞

- 多摩地域における自治体共同支援組織の構築に向けた協議・調整（会議体の構築等）
- 災害時における自治体共同支援組織間（特別区、多摩地域）の連携に向けた協議・調整
- 島嶼部における処理体制の構築
- 民間事業者との連携体制の構築
- 都外での災害時における支援スキームの検討

＜継続的な情報収集＞

- 災害廃棄物処理への協力に関する民間事業者への調査の継続
- 関東ブロック協議会への参加、全国の災害廃棄物処理に関する情報収集

＜マニュアルの策定、計画の見直し、BCP等＞

- 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の策定（フォーマット等の統一）
- 都・区市町村・一部事務組合の職員及び関係事業者団体が参加する教育、訓練及び演習の計画策定及び実施
- 必要に応じた処理計画の点検・見直し
- 都庁BCPの点検・見直し
- 民間事業者BCPにおける災害廃棄物対策記載の促進

今後対応が必要となる事項

＜引き続き検討が必要な事項＞

- 風水害等に対する対策
- 被災建築物の解体（手順、優先順位等）
- 被災地下構造物の取り扱い
- 廃自動車に関する仮置場の必要面積の算定方法の検討
- 有害廃棄物（アスベスト・フロン等）の情報収集、処理施設・処理状況等の地図化

議論する内容例

- 今後対応が必要な事項として、漏れはないか。
- 清掃工場や収集運搬車両に必要となる燃料等について、区市町村で備蓄することを記載すべきか。

2月15日開催予定の第3回部会において、各WGにおける個別の審議事項の検討結果を報告するとともに、検討結果を踏まえた計画(中間まとめ)案について審議する。

部会での審議結果を反映させた計画(中間まとめ)案を3月に開催予定の東京都廃棄物審議会総会に諮った上でパブリックコメントを実施する。

その後、第4回部会にてパブリックコメントを踏まえた審議を改めて行い、審議会総会において答申を行う。

部会	体制WG	処理WG	主な議題等
第1回 8月3日			・東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会の設置の経緯等について ・東京都災害廃棄物処理計画の策定に向けた議論の進め方について ・東京都における災害廃棄物処理の基本的な考え方について ・今後のスケジュールについて
	第1回 9月1日		・第1回部会での審議事項の共有 ・各WGの設置目的と所掌事項の確認 ・個別の審議事項
	第2回 10月20日		・第1回体制・処理合同WGでの質問・意見とその対応 ・東京都災害廃棄物処理計画の構成(案)
		第2回 11月1日	・個別の審議事項 ・事業者へのアンケート・ヒアリング調査
	第3回 11月14日		・第2回体制WGでの質問・意見とその対応 ・東京都災害廃棄物処理計画の構成(案) ・個別の審議事項
第2回 12月16日			・各ワーキンググループでの検討状況について 等
	第4回 1月16日		・計画(中間まとめ)案の作成に向けての整理
		第3回 1月23日	・計画(中間まとめ)案の作成に向けての整理
熊本視察(1月31日～2月1日)			
第3回 2月15日			・各WGでの検討状況 ・計画(中間まとめ)案
東京都廃棄物審議会総会(3月)			
			・パブリックコメント(1ヶ月間)
第4回			・計画(案)
東京都廃棄物審議会総会(答申)			